

仕 様 書

1 委託業務の名称

大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実施機関における受入業務委託（単価契約）

2 委託業務の目的

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の在宅生活においては、介護を担う家族が急病等の場合に、施設等で一時的な受け入れを行うショートステイのニーズが非常に高い。このため、人工呼吸器の装着による呼吸管理や気管切開による痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等に対して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく医療型短期入所サービスを提供する医療機関を実施機関として決定し、その対象者に医療型短期入所サービスを提供することで、地域で安心して生活できるよう支援する。

3 委託業務の内容

受注者は、利用対象者を受け入れるための病床を確保し、対象者に対して医療型短期入所サービスを提供する。

4 対象者

本委託事業で利用を受け入れる対象者は、次のとおりである。

- ・本市から障がい福祉サービスにおける短期入所の支給決定を受けており、医療型短期入所サービス費または医療型特定短期入所サービス費の算定対象である者。
- ・呼吸管理、吸引頻度、栄養摂取等に関する判定スコア※が 10 点以上の者。

※判定スコアとは、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の別添 6 の別紙 14「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」の 2. 判定スコアを指す。

5 履行場所（実施機関）

住所：

実施機関名：

6 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

7 受注者として果たすべき責務・運営にあたっての留意事項

（1）適切な障がい福祉サービスの提供

指定障がい福祉サービス事業所として、適切な障がい福祉サービスを提供し、事業運営を行わなければならない。

（2）人権研修

受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること

（3）個人情報の取り扱い

運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。事業の実施にあたり、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。

同一法人であっても個人情報が他の職員に自由に閲覧できないよう適切に管理すること。個人情報の取り扱いについては、本市関係法令(ガイドラインを含む)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

(4) 苦情処理体制の整備

苦情処理にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

(5) 再委託の禁止

- ① 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 重症心身障がい児者等に対する医療型短期入所の受入及びサービス提供業務

- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- ⑤ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

(7) 対象外利用について

本委託事業の支障とならない範囲で、「4 対象者」に該当しない者を受け入れることができる。その場合、本委託事業にかかる委託料の支払いの対象とはならない。

8 予定数量

利用日数 日

9 提出書類

受注者は、発注者に次の書類を提出しなければならない。

(1) 翌月 10 日までに提出する書類（ただし、3 月分については、3 月末までに提出すること）

- ・「大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所実績報告書」
- ・「医療型短期入所実績記録票」
- ・「短期入所サービス提供実績記録票」の写し
- ・「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」の写し
- ・「障害福祉サービス費等支払決定額内訳書」の写し

(2) 実施後、速やかに提出する書類

- ・「人権問題研修実施状況」
- ・「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」

10 その他

(1) 特記仕様書を参照

(2) 担当部署

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

電話：06-6208-8245 FAX：06-6202-6962